

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について

1 独自利用事務とは

番号法第9条第2項の条例で定める事務をいい、条例を定めた地方公共団体は、特定の事務について独自に番号を利用することが認められている。

また、番号法第19条第8号において、独自利用事務のうち、法定事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務として個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等と情報連携することが可能とされている。

2 独自利用事務の事例の公表

第55回特定個人情報保護委員会（平成27年8月）、第2回個人情報保護委員会（平成28年2月）、第18回個人情報保護委員会（平成28年9月）、第34回個人情報保護委員会（平成29年3月）、第40回個人情報保護委員会（平成29年6月）及び第136回個人情報保護委員会（令和2年2月）において、地方公共団体の運営に資するため、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」（以下「事例」という。）として36事例を公表してきたところである。

3 独自利用事務の事例の変更

今般、地方公共団体からの要望を受け、次の事務について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十八の項）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百九の項）に準ずる独自利用事務の事例として追加する（【別添1】【別添2】参照）。

- ・ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
 - ・ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
 - ・ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
 - ・ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
- ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ・ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

4 情報連携開始時期

令和3年6月からを予定している。

「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」の変更案

※下線は、今回追加する部分

【追加】

- 12 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十七の項）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十八の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合
- ① 独自利用事務の対象者が、おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
 - ② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

- 事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
 イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
 ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
 エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
 オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
 カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務
 キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務
 ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

【追加】

- 17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百八の項）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百九の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ① 独自利用事務の対象者が、おおむね障害者総合支援法第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、保護者に物品・手当等を支給する場合であって、当該事務の効果が障害者（児）に明らかに及ぶ場合を含む。）
- ② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

- 事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務
キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務
※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

○情報連携の対象となる独自利用事務の事例

() 内は準ずる番号法別表第 2 の項

第 55 回特定個人情報保護委員会
(平成 27 年 8 月 6 日)

第 2 回個人情報保護委員会
(平成 28 年 2 月 15 日)

第 18 回個人情報保護委員会
(平成 28 年 9 月 16 日)

第 34 回個人情報保護委員会
(平成 29 年 3 月 27 日)

第 40 回個人情報保護委員会
(平成 29 年 6 月 30 日)

第 136 回個人情報保護委員会
(令和 2 年 2 月 26 日)

第 146 回個人情報保護委員会 改定案(下線部)
(令和 2 年 6 月 24 日)

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、70、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (31)
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、68、108、109)

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置

として情報連携を実施するものである。

- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、68、108、109）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
 - ※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与及び支給に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（106、113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（106、113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（113、116）
- ㉙ 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（116）
- ㉚ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（116）
 - ※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉛ 難病患者の医療費助成に関する事務（120）
- ㉜ 不妊治療費用の補助に関する事務（120）
- ㉝ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（85の2）
- ㉞ 妊産婦の医療費助成に関する事務（70）
- ㉟ 私立中学校等修学支援に関する事務（113）
- ㊱ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務（106、113）